



市役所代表

☎²³ 5111
FAX ²² 5100
土・日曜日および祝日は閉庁

❖お知らせの表記

☎…問い合わせ先
☎…申し込み先
※費用の記載がないものは無料です。

中央病院のお見舞いの面会時間、面会方法が変わります

12月2日(月)から中央病院でのお見舞いの際の面会時間、面会方法が変わります。

面会時間 午後1時～8時

面会方法 面会者受付票に記入し、面会札を受け取り面会

受付場所 ▼(平日の午後1時～5時) 総合受付

▼(平日の午後5時～8時、休日の午後1時～8時) 防災センター

☎中央病院医事課 ☎²³ 51221

十和田市手話言語条例骨子(案)に対する意見募集(パブリックコメント)を実施しています

市では、手話が言語であるとの認識に基づき、地域で支え合い、手話を使って安心して暮らすことができ

る十和田市を目指して、手話言語条例の策定を進めています。

条例骨子(案)に対する皆さんのご意見をお聞かせください。

条例骨子(案)の閲覧場所・意見書様式の入手方法 生活福祉課に備え付けてあるほか、市ホームページからもダウンロードできます。

募集期限 11月14日(木)

提出方法 持参・郵送・FAX・メールのいずれかで提出してください。

☎生活福祉課(本館2階6番窓口)

☎⁵¹ 6718 FAX ²² 7599

メール seikatsufukushi@city.towadalg.jp

towadalg.jp

プレミアム付商品券購入引換券の申請はお済みですか

プレミアム付商品券購入引換券の申請期限が近づいています。

対象者には購入引換券の申請書を郵送していますので、まだ申請を済ませていない人は、お早めに手続きしてください。

受付場所 市役所本館2階相談室G

受付時間 午前9時～午後4時

必要な物 ▼申請書▼印鑑

申込期限 11月29日(金)

☎生活福祉課 ☎⁵¹ 0095(専用電話)

協働の力で快適な冬道を!

市では、市民・除雪業者との協働による除雪を推進しています。

市民の皆さんには、次のことを守っていただくよう、ご協力をお願いします。

▼市民の皆さんへお願い

▼道路への雪出しはしない。

▼路上駐車はしない。

▼屋根の雪が道路に落ちないように、対策を立てる。

▼除雪後の間口寄せ雪の片付けは各家庭で行う。

▼除雪作業中の車両には絶対近寄らない。

▼除雪作業用の雪置き場には雪を置かない。

▼路肩にブロックなどの除雪作業の支障になるものは置かない。

共に力を合わせて、快適な冬道を目指しましょう!

☎土木課 ☎⁵¹ 6730



除雪が困難な世帯へ除雪を支援します

市では、除雪が困難な世帯に対し、除雪を支援する「まごころ除雪事業」を実施します。

対象 高齢者(70歳以上)、身体障害者(身体障害者手帳1・2級)

および児童(小学生以下)のみで構成され、自らの家の敷地を自ら

が除雪することが困難な非課税世帯

実施内容 間口から玄関先までの簡易な除雪(一人が歩ける範囲)

申し込み方法 申し込み先に備え付けの利用申請書に記入の上、提出

してください。昨年度対象となつた人へは利用申請書を郵送します。

申し込み先 高齢介護課(本館1階

☎⁹、☎¹⁰番窓口)、西コミュニティセンター、十和田市社会福祉協議会

☎^申問(申し込みなどに関する事)

高齢介護課 ☎⁵¹ 6720

(作業実施に関する事)

土木課 ☎⁵¹ 6730

十和田市水道事業ビジョン2019を策定しました

本市の水道事業の現状と課題、将来像を示し、今後も安全で安心な水道水の安定供給と持続可能な水道事業を構築するため、「十和田市水道事業ビジョン2019」を策定しました。

当ビジョンは、水道課窓口で閲覧できるほか、市ホームページからご覧いただけます。

☎水道課 ☎²⁵ 4516

水道料金・下水道使用料をコンビニでも支払うことができます

水道料金・下水道使用料の支払いがコンビニやMMK設置店(※)でもできるようになりました。

※MMK設置店とは、公共料金収納端末が設置されている店舗のことです。

※納入期限日を過ぎた納付書では、コンビニやMMK設置店での支払いができませんので、ご注意ください。

☎管理課 ☎²⁵ 4511